

取締役になつていなくても社長に就任できる。定款を変更する企業が相次いでいる。定時株主総会で取締役を選任されるまでの間、「社長執行役員」になる例もある。企業統治改革で取締役の数が減り、その中から後継者を見いだすのが難しくなっていることも一因だ。ただ会社法が取締役に求める法的責任をどう負つかなど課題もある。

6月22日、京都市内で開いたオムロンの株主総会。同社は「取締役会は、執行役員の中から社長を選ぶ」などと定める定款変更議案を提出し、承認された。従来は取締役社長などを選ぶとされていた。監督と執行の機能分離を進めるとして、取締役会議長を務める会長を除いて専務など「役付き取締役」も廃止する。

オムロン取締役室長の北川尚執行役員は「代表取締役と社長の分離を長く続け

## 取締役でなくても… 社長 就任しやすく

### 総会で定款変更相次ぐ

#### 取締役でない職位から社長に就任した主な例

- 三井物産・安永電夫社長  
(執行役員から15年4月就任。同6月に代表取締役)
- 電通・山本敏博社長  
(執行役員から17年1月就任。同3月に代表取締役)
- ユニー・ファミリーマートホールディングス・高柳浩二社長  
(伊藤忠商事の取締役副社長から17年3月にユニー・ファミマHDの社長執行役員に就任。同5月に代表取締役)

#### 取締役でなくても社長に就任できるよう定款を変更した主な企業

オムロン、住友商事、豊田通商、三菱自動車、日本航空、丸紅、三井化学、日本たばこ産業(JT)、伊藤忠商事、コマツ、三井造船、三井物産

を柔軟にする狙いがある」と語る。「経営の長期ビジョンを掲げて実現していく社長の就任期間は相当長く」と考えており、少数の業務執行取締役から後継者

を柔軟にする狙いがある」と語る。「経営の長期ビジョンを掲げて実現していく社長の就任期間は相当長く」と考えており、少数の業務執行取締役から後継者

を柔軟にする狙いがある」と語る。「経営の長期ビジョンを掲げて実現していく社長の就任期間は相当長く」と考えており、少数の業務執行取締役から後継者

## 抜てき容易に／法的責任に課題

14年6月の株主総会で執行役員の規定を定款に明記し、その中から社長を選べるように変更していた。

企業統治論に詳しい倉橋雄作弁護士は「取締役会の監督機能強化が進む中で業務執行取締役の数が減り、社長交代時に後継者が取締役に昇任してない例が出やすくなった」と話す。

例えば3月期決算企業なら、取締役を選任する株主総会は6月が多い。社長は取締役から選ぶと定款で定める企業では、候補者が取締役になつていなければ、総会で取締役を選ばれるまで社長交代ができない。

会社法では、指名委員会等設置会社になれば取締役会議だけで社長など執行役員を選び、代表権も与えられる。ただ国内上場企業の大半を占める監査役会設置会社では、候補者を抜てきして新体制で新年度をスタートさせるには、執行役員

などから社長を選べるよう定款を変更するのが早道だ。課題もある。会社法では株式会社が取締役を置くことが規定されているが、社長の設置についての規定は監督機能強化が進む中で業務執行取締役の数が減り、社長交代時に後継者が取締役に昇任してない例が出やすくなった」と話す。

「取締役でなければ、それらを負わせられない」と東京大学の田中亘教授は指摘する。社長執行役員の経営判断に重大な誤りがあったとしても取締役の義務や責任を負わないなら、ステークホルダーからの理解を得にくくなる恐れもある。

そうした事態を避けるためにも、倉橋弁護士は「経営のリーダーシップに空白を生まないようにする目的の臨時の運用に限り、社内職や職務を示すなどの配慮が必要だ」と強調している。(田中浩司)

法務